

## 令和7年度 土木部総合評価方式【工事】実施方針

茨城県土木部

公共工事の発注において、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する「総合評価方式」については、平成17年度から順次試行の実施拡大を進め、令和6年度には、435件(R7.2月末時点)の工事を総合評価方式で実施したところである。

令和7年度は、改正品確法の基本理念、建設現場の生産性向上(平準化・ICT技術)、働き方改革の促進、社会情勢、建設産業の動向等を踏まえて、下記の基本方針に基づき、総合評価方式を実施する。

### ■基本方針

#### 1. 実施方針

- ・令和7年度の土木部の総合評価方式は、下記により実施する。

#### 記

- ・令和6年度においては、1千万円以上の一般競争入札案件全体(1,195件)の36.4%(建築関連工事を除き37.8%)を総合評価方式で実施した。(R7.2月末時点)
- ・令和7年度においても、1億5千万円以上の工事は、原則、総合評価方式による発注とする。
- ・なお、上記以外の工事は、一般競争入札案件の中から、工事の特性等から対象工事を選定のうえ総合評価方式を実施する。

#### 2. 主な改正点(令和7年4月1日以降に入札公告する案件に適用)

- ・「週休2日制工事の施工実績」の評価対象期間を変更  
→評価対象期間を入札年度を除く過去2ヶ年度から、令和5年度のみに変更する。  
(令和6年度からは原則全ての工事が週休2日制対象となったため、評価対象外とする。)
- ・ガイドラインにおける記載内容の明確化  
→ガイドラインにおける記載内容の一部を修正し、明確化する。

#### 3. 市町村への支援

- ・総合評価方式導入市町村の拡大と実施市町村における試行定着を図るため、引き続き、制度説明、県で委嘱する学識経験者の市町村共同活用等の市町村支援を実施する。